

令和元年8月の前線に伴う大雨によって
お住まいに被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

令和元年9月20日

（令和元年11月5日改定）

佐賀県

（建築住宅課）

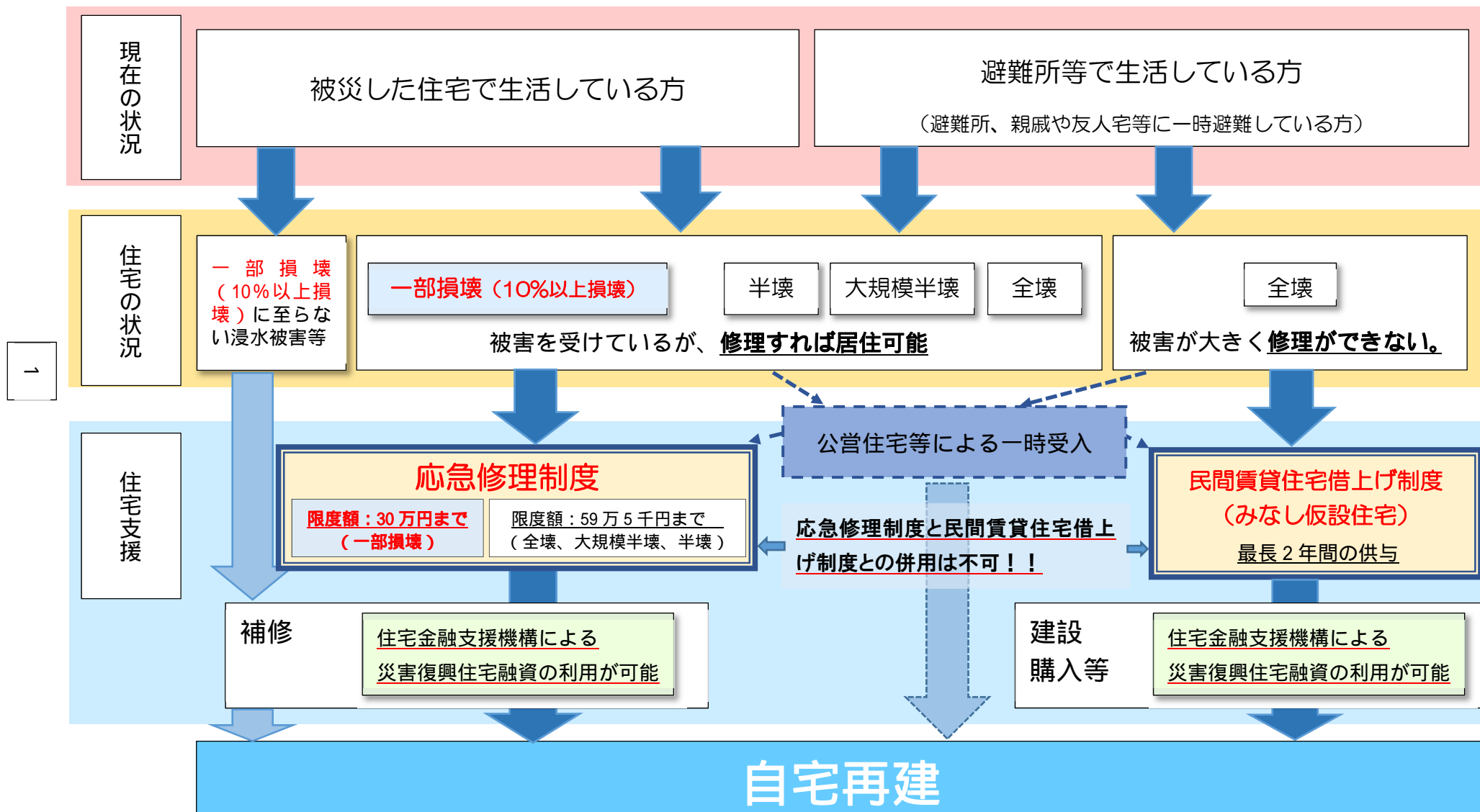
- 住宅の支援について・・・・・・・・・・（P1）
- 1 応急修理制度・・・・・・・・・・（P2～6）
- 2 民間賃貸住宅借上げ制度・・・・・・・・（P7～9）
（みなし仮設住宅）
- 3 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について
・・・・・・・・（P10～13）

【制度全般に関するお問い合わせ先】

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当

電話：0952-25-7165（直通）

令和元年8月の前線に伴う大雨における住宅支援について



9月末までに修理が完了する場合は58万4千円が限度

1 応急修理制度

1 対象者 下記（１）～（３）のすべてに該当する方

- （１）当該災害により一部損壊（１０％以上の損害）以上の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方
- （２）応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- （３）応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度）を利用しないこと

2 応急修理の対象となる住宅

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、床等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

※詳細については、窓口にてご確認ください。

3 修理費限度額（**1住戸あたり**）

全壊、大規模半壊、半壊の方：595,000円

（9月末までに修理が完了する場合は584,000円）

一部損壊（１０％以上の損害）の方：300,000円

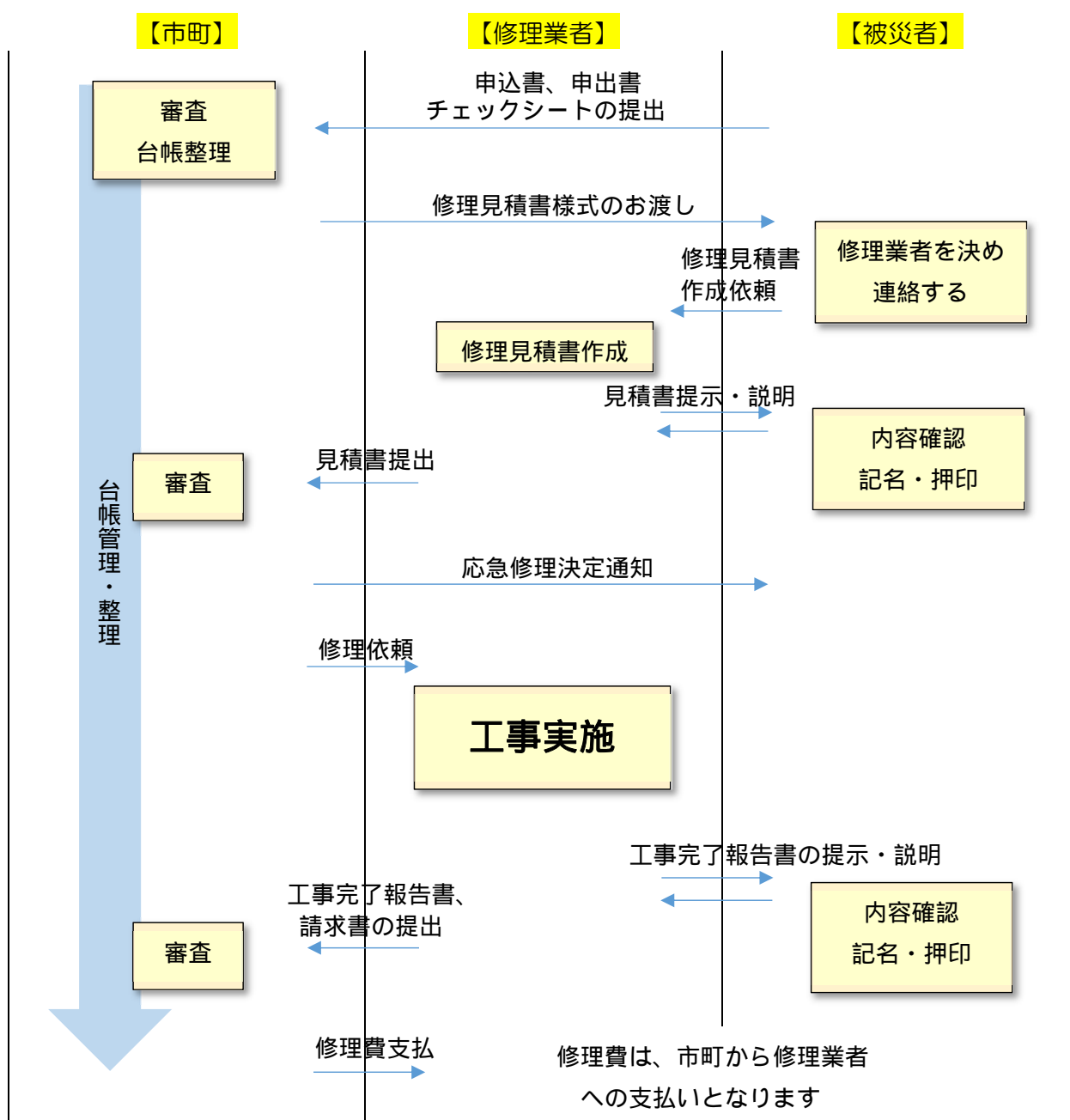
※修理費限度額を超える部分については自己負担となります。

4 事業のながれ

市町の窓口へお申込みください。

（お申込み後、市町から修理業者に対し応急修理を依頼し、上記3の修理限度額の範囲で、市町が修理業者に所定の費用をお支払いする制度です。よって、修理費用が、上記3の修理限度額を超える場合は自己負担となります。また、対象とならない工事についても自己負担となります。）

工事をする前の写真が必要になりますので、必ず撮影をしてください。



5 受付窓口

| 市町名 | 担当課 | 電話番号 |
|------|----------|--------------|
| 佐賀市 | 建築住宅課 | 0952-40-7291 |
| 唐津市 | 建築住宅課 | 0955-72-9139 |
| 鳥栖市 | 建設課 | 0942-85-3600 |
| 多久市 | 建設課 | 0952-75-4826 |
| 伊万里市 | 都市政策課 | 0955-23-2464 |
| 武雄市 | 復興対策室 | 0954-27-7510 |
| 小城市 | 定住推進課 | 0952-37-6150 |
| 嬉野市 | 建設・農林整備課 | 0954-42-3311 |
| 有田町 | 建設課 | 0955-46-5615 |
| 大町町 | 農林建設課 | 0952-82-3151 |
| 江北町 | 建設課 | 0952-86-5618 |
| 白石町 | 建設課 | 0952-84-7124 |

6 申込受付期間 令和元年9月24日 ～ 令和元年12月20日

7 工事完了報告期限 令和2年3月20日まで

8 住宅修理に関する相談窓口（※土、日、祝祭日は休みです）
時間 9:00 ~ 17:00

| 名 称 | | 電話番号 |
|---|----------------|--------------------------------|
| 佐賀県安全住まいづくりサポートセンター本部 （（一社）佐賀県建築士会内） | | 0120-105-100 (0952-26-2198) |
| 佐賀支部 | (株)佐藤建設内 | 0952-26-1301 |
| | (有)小島一級建築士事務所内 | 0952-24-4015 |
| | みゆき建築設計室内 | 0952-24-4353 |
| 神埼支部 | 住まいの相談室内 | 090-9404-4062 |
| 鳥栖支部 | (株)大日測量設計 | 0942-82-7513 |
| 小城・多久支部 | 大家建築企画設計室内 | 0952-72-6556 |
| 唐津支部 | 平野建築設計事務所内 | 0955-74-6166 |
| 伊万里支部 | 真建築設計事務所内 | 0955-28-4188 |
| 武雄・杵島支部 | 川崎設計事務所内 | 0952-84-2857 |
| 鹿島支部 | モロオカ住宅内 | 0954-43-1820 |

日曜日の相談先（※日曜日のみ対応となります）

| 名称 | 電話番号 |
|------------------------------|--------------|
| 佐賀県在宅生活サポートセンター内 無料住宅相談窓口 | 0952-30-2055 |

※建築士が相談をお受けしますので、以下のようなご相談はこちらへお問い合わせください

- ・必要な修理内容
- ・現地を見てもらいたい
- ・見積額が適正か など

9 住宅修理に関する業者紹介窓口（※土、日、祝祭日は休みです）
時間 8：30 ～ 17：00

| 名 称 | 電話番号 |
|--------------|--------------|
| 佐賀県建設労働組合連合会 | 0952-30-8121 |

※自宅の修理に関して、業者が見つからない等のご相談はこちらへお問い合わせください。専門の業者をご紹介します。

2 民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）

1 入居者の要件 下記（１）～（３）のすべてに該当する方

- （１）令和元年８月の前線に伴う大雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（令和元年８月２８日）において、県内に住所を有する方
- （２）次の要件を満たす方
当該災害による住居の全壊により居住する住宅がない方（り災証明書の被災区分欄を確認します）
- （３）災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理又は障害物の除去制度を利用していない方（大町町の油被害の被災者に限っては、みなし仮設住宅と障害物の除去の併用は可能です）

2 借上げ住宅の条件 下記（１）～（４）に該当する県内にある住宅

- （１）昭和５６年６月以降に建築した住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された住宅
- （２）貸主から同意を得ているもの
- （３）県・貸主・入居者との間において、賃貸借契約が締結されたうえで対象世帯へ提供されるもの
- （４）家賃
 - ア 月額５．５万円以内（２人以下の世帯の方）
 - イ 月額６万円以内（３～４人の世帯の方）
 - ウ 月額８万円以内（５人以上の世帯の方）

※上記賃料のほか、共益費、退去修繕負担金（賃料の２か月分を限度）、礼金（賃料の１か月分を限度）、仲介手数料（月額賃料の０．５４か月分を限度）、入居時負担金（鍵の交換費用等）についても県で負担します。

また、損害保険料については、県が包括保険契約を行います。

※本制度の対象となる物件情報については、不動産関係団体へご相談ください。

※市町窓口で制度等の説明を受けた後、不動産関係団体を通さず直接、不動産業者に連絡することも可能です。

3 入居者の費用負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等

4 入居期間 入居日から2年間

5 受付窓口

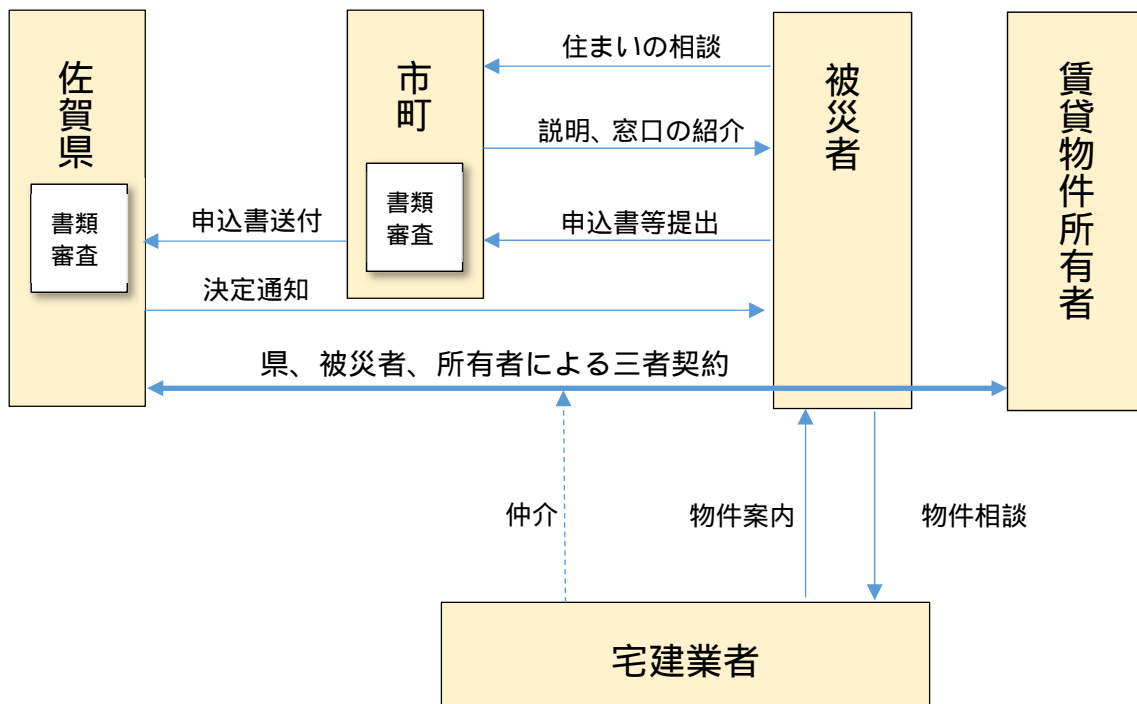
| 市町名 | 担当課 | 電話番号 |
|-----|-------|--------------|
| 佐賀市 | 建築住宅課 | 0952-40-7291 |
| 武雄市 | 復興対策室 | 0954-27-7510 |
| 小城市 | 定住推進課 | 0952-37-6150 |
| 大町町 | 農林建設課 | 0952-82-3151 |
| 白石町 | 建設課 | 0952-84-7124 |

6 申込受付期間 令和元年9月24日 ~ 令和元年12月20日

7 不動産関係団体の相談窓口

| | |
|----------------|--------------|
| 佐賀県宅地建物取引業協会 | 0952-32-7120 |
| 全日本不動産協会 佐賀県本部 | 0952-32-3270 |

8 契約までの流れ（フロー図）



※契約後の家賃等の支払いは、県が直接行います。